

一般社団法人日本スポーツ吹矢協会 静岡・焼津支部 規約

(設置の目的)

第1条 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会静岡・焼津支部（以下「支部」）は、一般社団法人日本スポーツ吹矢協会（以下「協会」）の地域組織として、当該地区におけるスポーツ吹矢の啓蒙・普及を進めていくと共に、会員各自の心身の鍛練、健康増進、相互交流を図ることを目的とする。

(組織及び会員、役員)

第2条 1 支部会員は、一般社団法人日本スポーツ吹矢協会会員5名以上で組織し、役員構成は4名以上とする。役員は、

- 支部長 1名
- 副支部長 1名
- 会計 1名
- 会計監査 1名

とし、役員間の互選により選出する。支部長以外の役員は複数でも可とする。

- 2 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 支部の目的、主旨に反する行為を行った役員は、支部の役員会の過半数の同意を以て、任期に関係なく解任できる。
- 4 支部は、原則として静岡県支部（以下「県協会」）に所属する。

(支部事務局)

第3条 支部事務局は、支部長自宅に置く。

(総会・役員会)

第4条 支部は年1又は2回総会を開催し、その議事録を県協会を通じて協会に提出する。支部は必要に応じて役員会を開催し、事業活動、予算決算のほか、活動計画を決議する。決定後はその議事録を県協会を通じて協会に提出する。

(入・退会)

- 第5条 1 支部へ入会を希望する者は、本規約に賛同した上で入会申込書を提出することで入会手続きとし、役員会にて正式に承諾する。その際には、次の事項を確認する。
- A. 協会公認の筒及び矢、競技上必要な用具を所有していること、もしくは今後購入・準備する意志のあること。
 - B. 協会に入会済み、もしくは今後入会する意志のあること。
- 2 退会を希望する者は、退会届を提出し退会手続きとする。

(活動)

- 第6条 支部は、第1条の目的を遂行するため次の活動を行う。
- A. 支部は協会、県協会の諸方針をはじめとする決定事項に対し、その主旨を会員に正確に伝えていく。
 - B. 定例練習日を設け吹矢式呼吸の鍛練に務める。

- C. 協会主催又は県の競技会へ積極的に参加する。
- D. その他支部の目的達成に必要な一切の活動。

(支部の解散)

- 第7条 1 支部が諸般の事情で解散又は活動を停止しなければならないときは、県協会を通じて協会に支部長（又はそれに準ずる者）名で「地域支部解散届」を提出しなければならない。
- 2 支部長等の役員が、不正や協会の方針に従わない場合、その他、協会に於いて支部としてふさわしくないと認めた場合は、協会が支部を解散させることができる。

(事業計画及び報告)

- 第8条 支部は、活動年度の事業計画及び事業活動報告を県協会を通じて協会に報告する。

(経費及び支部会費)

- 第9条 1 支部の経費は支部内でまかなう。そのために支部費を会員から徴収できる。徴収した支部費は、練習会場の使用料、支部共通の備品代、連絡費などに使用する。
- 2 支部費徴収にあたり、会員は静岡（日曜）、焼津、夜間いずれかへのメンバー登録を行う。
- 3 静岡（日曜）、焼津登録者の支部費は月額1,000円、夜間登録者の支部費は月額1,000円もしくは1回500円（選択制）とする。
- 4 メンバー登録をしている会場以外の練習会に参加する際は、1回100円の参加料が発生する。ただし、夜間登録者で1回500円を選択した者は、同様の場合1回500円の参加料とする。

(会計年度)

- 第10条 支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、県協会を通じて協会に会計報告をする。

(規約の細則)

- 第11条 支部規約に定めるもののほか、支部の運営に関し必要な事項は役員会が別途細則として定める。その細則については、県協会を通じて協会へ届け出る。

(規約及び細則の改正)

- 第12条 本規約は、総会の過半数の同意を以て改正することができる。また細則については、役員会の過半数の同意を以て改正することができる。改正が行われた場合は、いずれも県協会を通じて協会へ届け出る。

(規約の実施)

- 第13条 本規約は、平成20年8月19日から実施する。

(付則)

- 本規約は、平成26年8月4日より改定施行する。